

水給 第 142号

平成25年5月24日

指定給水装置工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課

課長 坂口 研三

( 公 印 省 略 )

## 給水装置工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」について、一部改正を行いましたので通知致します。改正事項は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

### 【改正事項】

- ・ 特例直結直圧式について
- ・ 『水道施設設計指針』の改訂に伴い、集合住宅等の同時使用水量の算定方法の追加
- ・ 同時使用水量の算定早見表の追加
- ・ 給水管及び給水用具一覧表で名称、規格の変更、追記
- ・ ダクタイル鋳鉄管（GX形）の追加（規格、接合方法）
- ・ 「増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準」の追加
- ・ クランプ治具による止水工法を応急時の技術資料として追加

【運用開始日】 平成25年6月1日 施行

### 【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。また、施行基準書の貸し出しも行っています。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523